

公益社団法人 日本地下水学会細則

第1章 総則

(総則)

第1条 公益社団法人日本地下水学会（以後、「この法人」という。）の運営は、定款に定めるもののほかは、この細則による。

第2章 会員

(入会基準)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、次のいずれかに該当する者であることを要する。

- (1) 地下水調査、水質調査、地盤調査、地下水数値解析、地下水汚染、水文統計、地球科学、探査、水環境一般又はその他この法人の目的の関連領域（以後、「目的関連領域」という。）に関する研究又は業務を行う者又はその研究又は業務を行うことが見込まれる者。
- (2) 目的関連領域又はこの法人の目的達成において重要な役割を担う事業に関する事業をその目的に含める法人又は団体（以後、「法人等」という。）。
- (3) 目的関連領域に関する学部在学する大学生及び大学院生（以後、「学生等」という。）。

2 前項に定める者であっても、次のいずれかに該当する場合は、この法人の会員となることはできない。

- (1) この法人の目的に賛同しない者。
- (2) 当会の目的に反した不当な議決権行使、公序良俗違反、その他不当行為等を行うことで、この法人目的達成の妨げとなることが明確な者。
- (3) 会員資格を喪失している者。
- (4) 当会を除名された後、除名の理由が解消し、かつ除名後3年以上経過していない者。

(会費)

第3条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年7,000円（国外で会誌の配布を受ける会員は8,000円相当額）
- (2) 準会員 年4,000円
- (3) 特別会員 1口20,000円以上とし、年1口以上
- (4) 名誉会員 徴収しない

(会費の納入)

第4条 会員は、毎年4月から翌年3月までの会費を、前年3月末までに納入しなければならない。

2 会員が、種別を変更したときは、その次年から、変更された会員種別の会費を納入しなければならない。

(会員種別の変更)

第5条 会員がその種別を変更しようとするときは、この旨を書面で申し出て理事会の承認を得なければならない。ただし、準会員が学籍を有しなくなったときは、正会員とする。

(退会手続き)

第6条 定款第8条により任意に退会しようとする会員(以下「任意退会者」という)は、所定の退会届を学会事務局に提出しなければならない

2 任意退会者は、退会届を提出した日を含む年度の会費を納入しなければならない

3 学会事務局が、前項で定める会費納入を確認した日をもって退会と見なし、事務局は理事会に報告するとともに、任意退会者に通知する

(会費滞納による会員資格の喪失手続き)

第7条 定款第10条第1号により会員資格を喪失した場合は、その旨を当該会員資格喪失者に文書で通知する。

2 前項により会員資格が喪失したものが滞納した会費を支払った場合には、会員資格喪失処分を取り消し、当該会員資格喪失者の希望により会員資格の復活、あるいは任意退会とする。

(会員の除名)

第8条 定款第9条により、会員を除名する場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

(1)会長は、除名対象者を理事会に諮り、理事会の決定を受け会員の除名を社員総会に諮る

(2)当該会員に、除名の理由を記した除名通知書を送付する

(3)除名対象となった会員に、当該社員総会において弁明を行う意思の有無を確認し、その意思がある場合には当該社員総会の日時と場所を通知する

(4)当該社員総会で除名が決議された場合、当該会員へ会員の除名決定通知書を送付する

2 会員を除名処分した場合には、当該除名された会員名と除名の理由を学会誌に掲載する

第3章 選挙

(代議員の員数)

第9条 この法人の代議員の数は概ね正会員30人の中から1人の割合とし、当年の選出すべき代議員の定数は、理事会において決定する。

(選挙管理委員会)

第10条 この法人の代議員選挙の執行管理は選挙管理委員会が行う。

2 会長は理事会の承認を得て、正会員のなかから選挙管理委員長及び1名以上の選挙管理委員を委嘱する。

3 選挙管理委員長及び選挙管理委員の任期は前項の委嘱から2年間とする。

(選挙の告示)

第11条 選挙管理委員会は、代議員選挙が実施される年の前年の12月1日から2週間の間、この法人のホームページにおいて選挙の実施を告示し、代議員候補者を公募する。

(候補者の要件)

第12条 代議員候補者は、選挙実施の告示が行われた時点における会員原簿所載の正会員であることを要する。

(候補者届出)

第13条 選挙に立候補することを希望する正会員は、別に定める代議員選挙立候補届出書を、選挙実施の告示が行われた時点から2週間以内に選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会による資格審査に合格することを経て、代議員候補者となる。

(理事会による候補者の推薦)

第14条 前条による代議員候補者数が第6条で定める代議員数に不足する場合は、理事会が代議員候補者

を推薦することができる。

(被選挙資格の取消)

第 15 条 第 10 条による資格審査に合格した代議員候補者、又は前条により理事会により推薦された代議員候補者が、第 13 条に定める公示の前に被選挙資格の無いことが判明した場合は、当該代議員候補者資格は取消され、選挙に立候補することはできない。

(候補者の公示)

第 16 条 代議員候補者は、代議員選挙が実施される年の 1 月 15 日までにこの法人のホームページに掲載する等により公表する。

(投票を行わない代議員の選出)

第 17 条 当年の選出すべき代議員の定数と代議員候補者の数が同数の場合は、正会員による投票を行わず、代議員候補者を代議員に選出する。

(投票用紙)

第 18 条 代議員候補者の氏名を記載した投票用紙は、代議員選挙が実施される年の 1 月 20 日までに、正会員に郵送等により配布することとする。

(投票の方法)

第 19 条 正会員は、前条により配布された投票用紙を用いて、代議員選挙が実施される年の 2 月 10 日までに、選挙管理委員会に到着するよう、郵送等により投票する。

(当選者の決定)

第 20 条 選挙管理委員会は、締切日までに到着した投票用紙を集計し、有効得票数の上位者から定数の代議員候補者を代議員に選出する。得票数が同じ場合は、当該代議員候補者間によるくじ引きによって決定する。

(補欠の代議員)

第 21 条 前条で選出された代議員以外の代議員候補者は補欠の代議員とする。補欠の代議員の序列は有効得票数の多い順とする。得票数が同じ場合は、選挙管理委員会によるくじ引きによって決定する。

(代議員の公表)

第 22 条 選挙管理委員会は、全代議員の氏名を当選者決定後最初に行われる代議員総会に報告するとともに、この法人のホームページに掲載する等により公表する。

第 4 章 理 事

(理事の選任)

第 23 条 理事の選任は、正会員のうちから別に定める方法により選出された理事候補者を、代議員総会が承認することによって行う。

(理事の職務分担)

第 24 条 理事の中から次の事項を担当掌理する業務執行理事を定めることができる。

- (1) 第 22 条で定める常設委員会の執行
- (2) 会長の特命事項
- (3) その他理事会で定める事項

第 5 章 常設委員会

(常設委員会)

第 25 条 本会の運営を円滑にするために、常設委員会として、総務委員会、行事委員会、編集委員会、企画委員会、渉外委員会、会計委員会、市民コミュニケーション委員会及び I T 委員会をおく。

2 各常設委員会委員長は業務執行理事の内から会長が指名し委嘱するものとする。

3 各常設委員会委員長以外の委員は各常設委員会委員長が指名し会長が委嘱する。

4 各常設委員会委員長及び委員の任期は、委嘱を受けたときから 2 年とする。

5 総務委員会は次の業務を行う。

(1) 代議員総会・理事会の総務に関する業務。

(2) 記録の整理と保管に関すること。

(3) 公文書の発行と受付に関すること。

(4) 会員の入退会事務と会員名簿の整理。

(5) その他総務に関すること。

6 行事委員会は次の業務を行う。

(1) 学術講演会の企画と運営に関すること。

(2) 見学会の企画に関すること。

(3) その他行事に関すること。

(4) 行事委員会委員長は必要な場合、講演会ごとに実行委員会を設置することができる。実行委員は行事委員会委員長が推薦し、会長が委嘱する。

(5) 実行委員会委員の任期は委嘱を受けたときから 2 年以内とする。

7 編集委員会は次の業務を行う。

(1) 編集規定の立案に関すること。

(2) 原稿の受付・閲読に関すること。

(3) 会誌の編集に関すること。

(4) その他編集に関すること。

8 企画委員会は次の業務を行う。

(1) 地下水研究の成果の普及に関する立案・運営

(2) この法人の短期的・長期的な計画・構想に関すること。

(3) その他企画に関すること。

9 渉外委員会は次の業務を行う。

(1) 国内外の他学会、諸機関等との連絡・対応・交流活動に関すること。

(2) その他渉外に関すること。

10 会計委員会は次の業務を行う。

(1) 会費の徴収と現金出納保管に関すること。

(2) 予算及び決算書類の作成に関すること。

(3) 物品の購入と保管に関すること。

(4) 会計帳簿類の整理に関すること。

(5) その他会計に関すること。

11 市民コミュニケーション委員会は次の業務を行う。

(1) 一般市民等を対象とした地下水に関わる啓発活動に関すること。

(2) 地下水に関わる諸事項の情報発信に関すること。

12 IT委員会は次の業務を行う。

(1) 学会内のIT環境の企画・整備・運営に関すること。

(2) その他ITに関わる諸事項に関すること。

第6章 補 則

(細則の改廃)

第26条 細則の変更又は廃止は、理事会の決議により行う。

(実施規定)

第27条 この細則の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

付 則

この細則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から施行する。